

令和5年度第6回臨時総会 議事録

開催日時	令和5年9月8日（金） 午後2時55分～午後3時25分
開催場所	高知市たかじょう庁舎6階 大会議室
出席委員	大崎 恭寿 池澤 誠 石黒 康誠 植田 俊博 加藤 孝幸 長山 裕美 中島 義幸 大野 哲 森田 浩明 古田 辰雄 竹内 佳代 中島 正根 前田 眞作 廣瀬 良之 久保 壽美男 川澤 一博 山脇 天臣 以上17名
欠席委員	山本 和正 中村 富貴 以上2名
事務局	永野事務局長 上田次長 近森主幹 堀内係長 長澤主任 山崎主任 以上6名
議 題	議案第1号 高知市農業施策等に関する意見書の提出について 議案第2号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
その他	

開 会	大野会長が議長となり、開会を宣す。(午後2時55分)
議事録署名委員	議長が、石黒康誠委員、廣瀬良之委員を指名する。
議 事	<p>議長</p> <p>それでは、お手元に配付いたしました会議次第により議事を進めてまいります。</p> <p>議案第1号高知市農業施策等に関する意見書の提出についてです。議案の説明の前に、作成の経過について、農業振興施策検討委員会の植田副委員長から、説明願います。</p>
植田副委員長	<p>本日は、農業振興施策検討委員会の副委員長であります私の方から、意見書案の作成の経過について、ご説明させていただきます。高知市農業施策等に関する意見書の要望項目は、会長の指名によって農業振興施策検討委員会が設置されました7月25日以降、3回の施策検討委員会を開催して、取りまとめを行いました。施策検討委員会では、3班に分かれて、地区ごとの現状や課題について協議を重ね、原案を作成しております。</p> <p>このたび提出しております議案は、昨年度に比べ要望項目を絞り込み、取扱を重点要望、要望とに分けることなく、全てが今、農業者にとって必要な施策として整理しております。本日の総会で最終的な決定となりますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。要望項目の審議については、事務局から概要説明をしてもらい、その後、ご審議をいただくようにします。それでは、大項目の1番「農地等の利用の最適化の推進に関する要望」について、事務局から説明願います。</p>
堀内係長	<p>議案第1号「高知市農業施策等に関する意見書の提出について」説明いたします。議案書は1ページとなります。要望項目については、「農地等の利用の最適化の推進に関する要望」が5項目、「高知市の農業発展に関する要望」が9項目、「国・県への要望」が3項目で合計17項目となっております。先ほど施策検討委員会の植田副委員長からありましたとおり、今回の意見書は、前回の31項目に比べて、要望項目の絞り込みを行っており、重点要望・要望の仕分けはしておりません。これから事務局が読み上げを行ってまいります。今回が最終の審議の場となりますので、要望項目の見出し、内容など、全体的にご意見をお願いしたいと思います。それでは、議案書は2ページになります。「1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望」は5項目となっております。</p>

堀内係長

ます。

(1) 地域計画の策定に向けた支援について、「農業経営基盤強化促進法の一部改正により法定化された地域計画について、各地域の現状や課題に配慮して、農地の集積・集約化を目的とするだけでなく、多様な担い手の育成・確保など、その地域の特色を活かした農業の維持・発展を目指した計画策定とその実行に向けて、地域で取り組む農業者を支援すること。」とまとめました。

次に、(2) 行政主導による基盤整備の推進は、「傾斜地が多く農地が狭小で分散している中山間地域は、管理しやすい農地でなければ次世代に引き継いでいくことができないため基盤整備が重要であるが、耕作放棄地や所有者不明農地の増加等により、農業者だけでは地域の意向をまとめることが困難になっている。将来に向けた産地の維持・発展のため、行政が主導的な役割を担うことで、地域の基盤整備推進を支援すること。」とまとめました。

(3) 有害鳥獣被害の撲滅に向けた対策強化につきましては、「有害鳥獣対策の基本である「守る」「追い払う」「捕獲する」の3つの取組のなかでも、個体数を減らすための「捕獲する」取組は重要であり、現行の狩猟者に対する捕獲報償金や狩猟免許取得への支援と併せて、全国の取組事例を参考に、有害鳥獣被害の撲滅に向けた対策の一層の強化に取り組むこと。」とまとめました。

次に、(4) 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組推進について、「農業者の高齢化、土地持ち非農家の増加などにより、耕作者不在で管理のできていない農地は、雑草が繁茂し、有害鳥獣の棲み処になり、周辺農地に悪影響を及ぼすが、農業委員会による指導だけでは改善が困難な場合も見られる。地域の農業者と連携して草刈り等の保全管理を行うなど、農地の再生と有効活用を図る仕組みづくりを検討し、耕作放棄地の発生防止・解消に取り組むこと。」とまとめました。

議案書は3ページに入ります。

(5) 就農希望者が参入しやすい仕組みづくりとしまして、「農業を取り巻く環境が厳しい中で、新たに農業に取り組む人材を確保するためには、思い切った支援制度を検討する必要があるが、国・県が行っている既存の支援制度についても、親元就農やIターンなど就農形態に応じた情報提供を行うなど、本市においても多様な就農希望者を取り込み、幅広く支援する仕組みづくりに取り組むこと。」とまとめました。

農地等の利用の最適化の推進に関する要望は以上となります。

議長	この件について、何かご意見等ございませんか。
中島正根委員	2番の行政主導による基盤整備の推進です、ごもつともだと思えますけど、中身をそのまま言いますと、当然一番きわどいのが中山間地域、平場でも結構面積が少なくて耕作放棄地も増えているような感じなのでその辺も謳うてもろうたらと意見だけでございます。
議長	はい。先ほどの意見についてはどうです？最初は平場の文言が出てましたが。
永野事務局長	当初から中山間地域ということで記載をしておりましたけども、先ほどご意見いただきましたので、また平地の部分も盛り込んでいくような形で検討したいと思います。
議長	最後の「地域の基盤整備の推進を支援する」という文言の部分ですが、ここを具体的に書き直すという方向になろうかと思えます。それでは、先ほどのご意見を踏まえ、修正をするということで、この件については、ご異議ございませんか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。他にございませんか。
竹内佳代委員	4番の耕作放棄地ですが、これは前から言われることですが、地域農業者と連携して草刈等の保全管理を行うということですが、ここはやっぱり、持ち主に言わないかんのでしょ。前も聞いたら、持ち主の許可がないといかんということで、さあそしたら誰がそこへ言うかいうたら、みんながよう言わんとゆう人が多いがですよね。けんど困っちゅう。もう本当にいろいろ缶は捨てられるし、狸の巣になってると思うんですけども。これに関しては何とかやりようがないでしょうか。
議長	これについては、9月4日の運営委員会で検討いたしましたが、いわゆる農業委員会の指導と地域にある団体の指導。日本型直接支払制度における指導とか、中山間制度における指導とか、これは補助金が出て、やっております。その辺のところの、有

議長	<p>償でやっておる部分と、無償で本人にやれという部分が、非常に地域としても悩ましい。ということで、農業委員会としては、本人に指導してやってもらうということになっておりますが、この辺のところを、どうやっていったら良いかということを含めて、今後の制度設計を審議していただきたいと、こういう意味でございます。</p> <p>他にご意見ございませんか。</p>
委員	<p>— 意見・質問なし —</p>
議長	<p>それではないようでございますので、先ほどのご意見を踏まえて、要望することといたしますが、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>— 異議なし —</p>
議長	<p>ご異議なしとのことですので、このように決定いたします。</p> <p>次に、大項目の2番「高知市の農業発展に関する要望」について、事務局から説明願います。</p>
堀内係長	<p>議案書4ページからになります。「2 高知市の農業発展に関する要望」は9項目となっております。</p> <p>まず(1) 安定的な農業経営のための農業所得の確保につきましては、「農業用資材の価格や人件費等の生産コストが高騰しているにも関わらず、農産物の販売価格には反映できないため、生産コストが農業経営を圧迫していることから、農業経営安定のために、価格高騰対策を今後も継続して実施すること。また、このような状況を踏まえ、農産物の適正な価格形成の必要性について、消費者である市民の理解が得られるよう取り組むとともに、高知市産農産物の販路拡大に向けて、県外市場への積極的なPR活動など、農業所得の確保につながる取組を行うこと。」とまとめました。</p> <p>(2) 女性農業者が活躍できる環境づくりとしまして、「家族経営が主体の本市農業において、その一員である女性農業者の果たす役割は大きくなりつつある一方で、農業経営は男性が担うものという意識が未だに根強いいため、女性が農業経営に参画し、地域で活動できるよう周囲の理解を促すなど、女性農業者の活躍を後押しする環境づ</p>

堀内係長

くりに取り組むこと。」とまとめました。

(3) 市街化区域内農地の有効活用に向けた生産緑地制度の周知につきましては、「生産緑地指定を受けた農地における都市農地貸借円滑化法による貸借や市民農園としての活用など新たな仕組みを含めて、生産緑地制度の周知を図り、市街化区域内農地の有効活用を促進すること。」とまとめました。

(4) 園芸用ハウス整備に対する支援拡充について、「園芸用ハウスの整備に係る初期投資軽減等を目的とした「高知県園芸用ハウス整備事業」について、昨今の農業用資材高騰等により、整備等に必要な費用がこれまでより増額していることから、補助対象事業費の上限額見直しを行うよう県に要望すること。また、本市においても、市町村の負担となる部分については、全額補助を行えるよう予算を確保すること。」とまとめました。

議案書は5ページに入ります。

(5) 農業用資産に対する償却資産課税を補完する支援について、「農業用ハウスや農業用機具等に対して、令和4年1月から償却資産課税の申告が開始されたが、農業用資材の価格高騰や農産物の価格低迷など、農業を取り巻く環境は厳しいため、課税により農業経営を圧迫することがないように、支援策を講じること。」とまとめました。

(6) 雇用力のある農業法人等の育成支援について、「本市の農業においては、施設園芸等を中心に、農業法人等が営農活動を行っており、法人として従業員を雇用することで、地域雇用の受け皿にもなっている。今後は、離農していく農業者から農地を引き継ぐなど、地域の中心経営体になり得る農業法人等を支援し、その育成に取り組むこと。」とまとめました。

(7) 稲作農家が中心となった営農組織への支援拡充としまして、「米の価格低迷等により、我が国の主要な作目であるにも関わらず、米を中心とした農業経営は厳しい状況が続いている。離農による耕作放棄地の拡大を防ぐためにも、稲作農家が中心となって営農組織を設立し、必要な大型機械を導入・更新する際の負担軽減を目的とした支援制度を拡充すること。」とまとめました。

(8) 農業用燃油タンクの流出防止対策への支援拡充としまして、「燃油流出防止機能付き燃油タンク及び防油堤の整備については、ハウスの減築が必要であったり、設置後は移設が困難であるなど課題があるため、より安価で農業者が導入しやすい転倒防止・流出防止対策への支援拡充を行うこと。」とまとめました。

堀内係長	<p>(9) 春野町仁ノ地区の農地排水対策の推進としまして、「春野町仁ノ地区では、現在、農地排水対策が施工中であるが、昨年7月には線状降水帯による豪雨被害を受けるなど、豪雨に伴う浸水被害が発生しているため、早期の完了に向けて、引き続き事業を推進すること。」とまとめました。</p> <p>高知市の農業発展に関する要望は以上となります。</p>
議 長	この件について、何かご意見等ございませんか。
委 員	— 意見・質問なし —
議 長	<p>特にございませんか。ないようですので、この件につきましては、先程の文案どおりの内容とすることに、ご異議ございませんか。</p>
委 員	— 異議なし —
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。次に大項目の3番「国・県への要望」について、事務局から説明願います。</p>
堀内係長	<p>議案書6ページになります。「国・県への要望」は3項目となっております。</p> <p>(1) 農産物の適正な価格形成の実現について、「農業用資材等の価格高騰が長期化する一方で、農産物の販売価格は低迷が続き、生産コストの上昇分は農業者の負担となって農業経営を圧迫していることから、国においては、消費者の理解を得られる適正な価格形成の実現に向けた仕組みづくりを進めること。」とまとめました。</p> <p>(2) 外来植物に対する検疫強化について、「近年、我が国では、オオキンケイギク、ナルトサワギク、アレチウリ、ミズヒマワリなどの特定外来植物を始めとする、外来植物の繁殖が問題視されている。将来、生態系への影響を防ぎ、農作物へ被害をもたらさないためにも、外来植物の検疫を強化すること。」とまとめました。</p> <p>(3) 春野地域における新川川支川の治水対策について、「春野地域の新川川（長浜川）の護岸工事は、毎年度、予算の範囲で施工され、早期完成に向けて順次進められているが、新川川へ流れ込む<small>したにがわ</small>四谷川や大用川、<small>たいようがわ</small>長谷川などの支川についても土砂が<small>ながたにがわ</small></p>

堀内係長	<p>堆積している状況が見られるため、定期的に浚渫工事を行うなどにより、豪雨等による農地等への浸水被害を防ぐための対策を講じること。」とまとめました。</p> <p>説明は以上になりますが、いただいたご意見を踏まえて修正した要望項目は、会長に確認をしていただき、了解を得たうえで、意見書として提出いたしますので、ご了承いただきますよう、併せてよろしく願いいたします。</p>
議 長	この件について、何かご意見等ございませんか。
委 員	— 意見・質問なし —
議 長	他にございませんか。ないようですのでこの件につきましては、先程の文案どおりの内容とすることに、ご異議ございませんか。
委 員	— 異議なし —
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。</p> <p>ありがとうございました。要望項目についての審議は以上です。続きまして、令和5年度「意見書の提出」に向けてのスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。</p>
山崎主任	<p>それでは「意見書の提出」当日までのスケジュールについて説明します。まず、意見書提出の当日、運営委員による要望項目の説明の後に、補足の説明を希望される委員がおいででしたら、どのような内容を説明されたいかを、9月15日、来週金曜日までに、事務局までご連絡をお願いします。意見書の提出は、来月10月16日、月曜日にオリエントホテル高知にて執り行います。開催案内は、後日お送りいたします。委員の皆様には、意見書の提出へのご出席と運営へのご協力を、よろしくお願いいたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>以上で、議案第1号 高知市農業施策等に関する意見書の提出についての審議と報告が終わりました。ここまでで、何かご質問等はありませんか。</p>

委員	— 意見・質問なし —
議長	ないようですので、議案第2号に移ります。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、事務局より説明願います。
長澤主任	<p>議案のご説明の前に、農地の相続税の納税猶予制度につきまして、少しご案内させていただきます。農地の相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人から、農業後継者である相続人が、相続又は遺贈により農地を取得した場合、一定の要件のもと、申請地である農地に掛かる相続税の一部の納税が、一定期間猶予される制度です。納税猶予の適用を受けた農地につきましては、20年間又は終身に渡って、相続人の方が、適用を受けた農地で営農していただく必要があります、この期間、営農を継続していただくことによって、猶予されていた相続税額が免除になったり、または次の世代に先送りすることができることになっております。</p> <p>逆にこの期間中に、適用を受けた農地を農地以外のものに転用したり、他人に譲り渡したり、耕作放棄などを行うと、納税猶予が打ち切りとなり、猶予されている税額に年3.6%の利子税を加えたものを納付しなければならなくなります。例えば、猶予税額が100万円で、10年目で打ち切りになりました場合、元々の猶予税額に10年分の利子税を加えた136万円を納付しなければならないということになります。</p> <p>また、納税猶予が打ち切りとなる際、全体の農地面積に対して、転用する農地の面積が2割を超える場合は、適用を受けた農地全てが打ち切りとなります。例えば、納税猶予を受けた農地面積が合計で1,000㎡である場合、転用する農地が200㎡以下である場合は転用する農地のみが打ち切りとなり、転用する面積が200㎡を超える場合は1,000㎡全部が打ち切りとなります。</p> <p>なお、適用を受けた農地を貸付けるときは、適用を受けた農地が、市街化区域外農地、又は、生産緑地の場合、市を通した貸付けである、農業経営基盤強化促進法や、農地中間管理事業、または、都市農地貸借法による貸付けを行っていただくことで、納税猶予の適用を継続して受けることができます。詳しくは、農業委員会事務局農政振興係納税猶予の担当までお問い合わせいただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第2号についてご説明いたします。相続税の納税猶予の適用を受けた農地等について、相続税の申告期限の翌日から20年を経過することに伴い、適用を</p>

長澤主任	<p>受けた農地等の利用状況について、税務署から3件の照会がありました。議案第2号と記載しておりますものの1ページをご覧ください。</p> <p>案件1は、被相続人が平成14年12月に亡くなられたことにより、相続人が、旭地区の計5筆、3,879.00㎡の農地を相続し、営農を継続し、20年が経過するものです。このうち4番、5番及び6番の土地につきましては、農地転用の届出が出されており、納税猶予には該当しない土地となっております。</p> <p>続きまして、2ページをご覧ください。案件2は、被相続人が平成14年12月に亡くなられたことにより、相続人が、初月地区の計6筆、4,545.00㎡の農地を相続し、営農を継続し、20年が経過するものです。このうち、1番、2番及び4番の土地につきましては、法務局の地図作成により、申告時から面積が変更となっております。また、5番の土地につきましては、地積訂正及び分筆により、申請時から面積が変更となっております。</p> <p>続きまして、3ページをご覧ください。案件3は、被相続人が平成14年12月に亡くなられたことにより、相続人が、長浜地区の計4筆、2,900.00㎡の農地を相続し、営農を継続し、20年が経過するものです。このうち、1番から4番の土地すべてについて、国土調査により、申請時から面積が変更になっております。</p> <p>以上3件です。これらの案件につきまして、相続人同行のうえ、地元の推進委員さんと現地調査を行い、いずれも農地として使用されていることを確認しております。農地等の所在地番、利用状況については、議案書に記載のとおりです。税務署に、これらの内容で報告したいので、承認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件についてご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見・質問なし —
議長	他に何かございませんか。ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —

議 長	ご異議なしとのことです。本件につきましては、議案どおり承認することといたします。その他事務局から何か連絡事項はありませんか。
事 務 局	— 連絡事項なし —
議 長	委員の皆さん何かご意見等はありませんか。
委 員	— 意見・質問なし —
議 長	以上で、本日予定しておりました議題及び報告事項は全て終了しました。その他に、委員の皆さんから、何かご意見等はありませんか。
委 員	— 意見・質問なし —
議 長	なければ事務局から、何か連絡事項はありませんか。
事 務 局	— 連絡事項なし —
議 長	なければ以上をもちまして、令和5年度第6回臨時総会を閉会いたします。それでは、次は、農地総会がありますので、このままお待ちください。
閉 会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後3時25分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月6日

議 長 大野 哲

議事録署名委員 石黒 康誠

議事録署名委員 廣瀬 良文

議事録作成者 北 村 景 子